

公営企業資金不足等解消計画

(旧公営企業経営健全化計画)

岐阜県 郡上市

平成23年度 更新

資金不足等解消計画

1 計画策定の期間

| | |
|--------|--------|
| 開始年度 | 終了年度 |
| 平成19年度 | 平成31年度 |

| | |
|---------------|------------|
| 団体名 | 郡上市 |
| 会計名 | 簡易水道事業特別会計 |
| 実施 事業 名 | 簡易水道事業 |
| | |
| | |

2 経営健全化の基本方針

水道を取り巻く経営環境は大きく変化している。少子高齢化の進展、人口の減少により水道使用料金収入の大きな伸びを見込むことは難しくなっている。
 また、郡上市は県内でも有数の施設数を抱え、多額な維持管理経費を要している。
 このような厳しい経営環境の中にあっても、水道水の安定的な供給が出来るよう健全経営のための合理化推進の一層の取組みを行うもとする。

○ 事業運営の目標

- 1 計画的・効率的な経営を通じて経営基盤の強化を図る。
- 2 施設の適切な統合・改築・耐震化を推進し、給水の安全性と安定性を確保する。
- 3 民間手法の導入やアウトソーシングなど、今後の需要動向を的確に反映した事業展開や、適切な運営形態の検討など、変化に対応した事業推進を行う。

3 収支計画

様式第1号（又は様式第2号）のとおり

4 料金(使用料)算定の考え方

平成16年の合併により誕生した郡上市においては、水道料金の統一がなされていなかったため、平成21年度に料金統一を行った。

統一料金 120円/㎡

6 経営改善のために従来行った措置

- | | |
|--|----------|
| ① 経営改革の推進 | |
| ○ 検針業務及び補助管理業務の民間委託実施。 | 平成16年度末 |
| ○ 水道部を新設し、組織強化を図った。 | 平成16年度 |
| ○ 料金の滞納者には給水停止などの措置を講ずるなど、未収金の回収に努めた。（滞納整理要綱の制定） | 平成17年度から |
| ○ 水道部の組織を分庁方式から本庁方式に移行した。 | 平成19年度 |

7 経営改善のための具体的計画

※各項目ごとに取組時期、内容、効果額等を明記するとともに、数値目標の設定が可能なものについては各年度における数値目標を明記すること。

(1) 増収対策

①料金に関する事項（料金改定等）

- 料金滞納者には給水停止などの措置を講ずるなど、未収金の回収に努める。
- 平成21年度に市内統一料金とした。
- 下水道建設事業が平成25年度に完了することにより、水道使用料が増し、料金収入増となる。

②その他（附帯事業、資産の有効活用等）

(2) 経費削減

①人件費に関する事項

- 平成22年度に施設の維持管理職員3名減を行った。

②その他（施設の省力化、資本投下の抑制等）

- 現在、水道事業の統合計画を作成中であり、維持管理業務の省力化、施設の有効利用を図りたい。
- 郡上市集中改革プランに基づき、引き続き内部管理経費を5%程度削減する。

(3) その他

①サービス向上に関する事項

- 平成19年度より維持管理部門を本庁に統合を行った。このことにより、より高度の技術による給水体制がとれる。

②民間的経営手法等の導入に関する事項 （アウトソーシング、業務の見直し（民間譲渡等））

- 平成23年度には、現在は職員が行っている水道施設の維持管理について随時民間委託を行う。

③他会計からの支援に関する事項

- 収益的収支部門においては、極力基準内繰入に止め、資本的収支部門においては、建設改良費にかかる基準外繰入の支援を求める。

④その他

資金不足等解消計画書

1 計画策定の期間

| | |
|--------|--------|
| 開始年度 | 終了年度 |
| 平成19年度 | 平成31年度 |

| | |
|-------|---------------|
| 団体名 | 郡上市 |
| 会計名 | 下水道事業特別会計 |
| 実施事業名 | 公共下水道事業 |
| | 特定環境保全公共下水道事業 |
| | 農業集落排水事業 |
| | 特定地域生活排水処理事業 |
| | 小規模集合排水処理事業 |

2 経営健全化の基本方針

| |
|--|
| <p>○ 下水道事業の経営の安定化のためには、歳入面においては事業収入の確保を図り、歳出面においては維持管理運営の効率化・建設投資の適切な実施によりコスト縮減に努めることにより一般会計からの繰入金を縮小する。</p> <p>1 事業収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化の促進 地元説明会・広報・ケーブルテレビ等により住民に対し加入促進の啓発を行い使用料金による収入の増加を図る。 ・ 下水道使用料の未納者に対する徴収強化 料金滞納者には上水道給水停止等の措置を講じ、未収金の回収に努める。 ・ 使用料金の適正化 下水道使用料金の見直しを行い、使用料金にて汚水管理費のうち維持管理費に係る部分の回収ができるよう改定を早期に検討する。 <p>2 維持管理運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業務の適正化 市組織改革による集中管理（維持管理部門の本庁統一）により、修繕費等の経費の抑制及び汚泥処理費の削減を図る。 ・ 業務委託内容の見直しによるコスト縮減 維持管理委託業務については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年5月23日法律第31号）に基づく合理化事業計画により維持管理業務を委託しているが、業務内容の見直し等により事業の効率化・コスト縮減を図る。 <p>3 建設投資の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設コストの縮減 設計基準の見直し等を行いコスト縮減による事業費の削減を図る。 |
|--|

3 収支計画

様式第1号（又は様式第2号）のとおり

（注）公営企業経営健全化計画は、地方財政法第6条又は地方公営企業法第17条の規定により現に設置している特別会計を単位として策定するものであり、二以上の事業を通じて一の特別会計を設置している場合、この項における収支計画は、通常の収支計画の策定単位ではなく、当該特別会計を単位として作成の上、事業単位の内訳を添付すること。

4 料金(使用料)算定の考え方

○ 郡上市の下水道使用料金体制については、平成16年3月の町村合併協議において『当分の間は現行のままとする』とされ、旧町村ごとの料金体制のままとなっていたが、平成26年度に経営の安定化の観点から下水道料金の統一(改定)をすることとなった。

1. 料金改定の問題点

- ・ 現行の料金体制は、6,400~10,000円(一般家庭で2ヶ月/60m³)と地域間(旧町村)の料金格差は大きく、料金徴収方法においても従量制と人数制の違いがあり、どの規準に統一するかが問題となった。

2. 料金の算定(改定)

- ・ 下水道料金の改定にあたっては、使用料で回収すべき汚水処理経費について、維持管理費に係る部分の回収ができるよう料金設定を図る必要がある。
- ・ 現状では使用料金で維持管理費が賅えていないが、今後水洗化を促進したとしても将来的にも維持管理費に係る部分の回収は困難である。
- ・ 料金の算定については、使用料単価を
 - (160円/m³) 1地域を除き大幅な料金値上げとはならないが、維持管理費の回収は不可能となる。
 - (180円/m³) 改定年度において維持管理費の回収は無理だが、将来的には回収ができる。
 - (200円/m³) 改定年度から維持管理費の回収はできるが、料金の大幅な値上げとなる。

3. 料金改定の時期

- ・ 平成20年度より下水道料金の統一について検討を行い平成22年3月議会において条例改正を行なった。
- ・ 統一料金は、平成26年度より適用する。平成22年10月より統一料金に向け段階的に料金の調整を行なう。

6 経営改善のために従来行った措置

① 経営改革の推進

- ・ 検針業務の民間委託実施 (平成16年度末)
 - ・ 水道部を新設し、組織強化を図った。 (平成17年度から)
 - ・ 料金の滞納者には上水道の給水停止などの措置を講ずる等の未収金の回収に努めた。 (平成17年度から)
- (滞納整理要綱の制定)
- ・ 料金徴収期を毎月から隔月徴収に変更する。 (平成18年度から)
 - ・ 水道部の維持管理体制を地域振興事務所方式から本庁一括方式に移行し、経営基盤の強化を図った。 (平成19年度から)
 - ・ 水道部に水道会計課を新設し料金収入の増を図る。 (平成19年度から)

7 経営改善のための具体的計画

※各項目ごとに取り組時期、内容、効果額等を明記するとともに、数値目標の設定が可能なものについては各年度における数値目標を明記すること。

(1) 増収対策

① 料金に関する事項（料金改定等）

- ・ 郡上市の下水道料金は、合併協議会において「当分の間は現状のままとする。」とされていたが、下水道事業の進捗により集合処理事業が平成25年度において完了する見込みとなったため平成20年度より検討を開始し平成22年3月議会において条例改正を行ない平成26年度より統一料金に改定する。
- ・ 料金滞納者には上水道の給水停止などの措置を講ずる等、未収金の回収に努める。
- ・ 地元説明会・広報等により住民に対し加入促進の啓発を行い、使用料金による収入の増加を図る。

② その他（附帯事業、資産の有効活用等）

(2) 経費削減

① 人件費に関する事項

- ・ 郡上市集中改革プランに基づき、平成21年度までに8.3%の削減を行い人件費の削減を図る。そのため下水道事業としては5.5%の人員削減を目標とし平成19年度において達成している。

② その他（施設の省力化、資本投下の抑制等）

- ・ 維持管理の適正化、維持管理業務委託内容の見直しによるコスト削減を図る。
- ・ 設計基準の見直し等を行いコスト削減による建設事業費の削減を図る。

(3) その他

① サービス向上に関する事項

- ・ 平成19年度より維持管理部門を本庁統合とし、より高度の技術による管理体制をとることにより、サービス向上となる。

② 民間的経営手法等の導入に関する事項

（アウトソーシング、業務の見直し（民間譲渡等））

- ・ 維持管理委託業務については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年5月23日法律第31号）に基づく合理化事業計画により維持管理業務を委託しているが、業務内容の見直し等により事業の効率化・コスト削減を図る。

③ 他会計からの支援に関する事項

- ・ 収益的収支においては、引き続き支援を求めるものの基準外繰入金金の縮減に努める。

④ その他

資金不足等解消計画書

1 計画策定の期間

| | |
|--------|--------|
| 開始年度 | 終了年度 |
| 平成19年度 | 平成28年度 |

| | |
|-------|------------|
| 団体名 | 郡上市 |
| 会計名 | 郡上市病院事業等会計 |
| 実施事業名 | 郡上市市民病院 |
| | 郡上国保白鳥病院 |

2 経営健全化の基本方針

当事業会計では平成21年度より公立病院改革プランに従い、3ヵ年での黒字化を目指し、これに伴い繰入金についても、本来の基準に則って繰り入れを受けることとした。基準外繰入については、①企業債利子に対する基準上乗せ分と②国民健康保険調整交付金（保健事業分、施設整備分）や保育所運営事業費補助金の繰入基準外の補助金であるため、①については、利子の減少により減少し、②については今後も同補助金に該当する限り減少しないと思われる。（白鳥病院）

3 収支計画
様式第1号（又は様式第2号）のとおり

4 料金(使用料)算定の考え方

※形式自由

- 料金算定の基本的な考え方、過去の料金改定の状況、料金算定方法等を記入すること。
- 病院事業にあつては本項目への記入は不要であること。

6 経営改善のために従来行った措置

※形式自由

- ・実施年度を明記すること。
- ・改善額を定量的に示すことができるものは数値を用いて明らかにすること。
- ・改善額を定量的に示すことができないものについては、その実施内容について詳細に明らかにすること。

郡上市民病院

平成17年度後半よりの積極的な入院患者受け入れ、平成18年度5月に郡上の僻地医療の拠点病院としての機能充実のため、新築移転を行った。平成20年度には内科1名、産婦人科医師1名の増員を行い、この結果、平成20年度までの3年間で220,269千円の収益増となった。平成21年度から23年度の3ヵ年での黒字化を目指した、公立病院改革プランを作成、実施し、点検評価を行う。

郡上市国保白鳥病院

- ・健診事業の強化により収入増に取り組む
- ・給食業務の外部委託開始(H14～H17)約300万の減額
H18に給食業者の再入札により約250万円の委託費減少
- ・H16年度より4条予算(医療機器等整備費)の一部凍結(修理による対応、購入の再検討、次年度以降への延期等による執行中止)により支出削減。
H16 1,655千円 H17 24,000千円 H18 16,000千円 H19 11,389千円 H20 7,680千円
- ・平成21年度から23年度の3ヵ年での黒字化を目指した、公立病院改革プランを作成、実施し、点検評価を行う。

7 経営改善のための具体的計画

※各項目ごとに取組時期、内容、効果額等を明記するとともに、数値目標の設定が可能なものについては各年度における数値目標を明記すること。

(1) 増収対策

- ① 料金に関する事項（料金改定等）
- ② その他（附帯事業、資産の有効活用等）

郡上市民病院

医師の確保についてインターネットの医師専用の求人サイトへの求人広告の掲示、岐阜大学医学部への派遣依頼を、内科医師人数2名・産婦人科医師1名を確保するまで継続予定（20年度4月に内科・産婦人科各1名確保済み）。その他、公立病院改革プランに従い、アレルギー外来の拡充、多列CTの効率的運用、栄養指導の充実、予防接種の実施時間の拡大、人工透析の給食費の見直し、診療報酬請求漏れ・査定減防止対策の強化、地域連携の強化などの増収対策、フレックスタイム制の導入、光熱水費・消耗品費の節減などの経費節減対策により平成23年までに病床利用率89.3%及び1日平均外来患者数430名以上を予定し、同プランの最終年度である平成23年度には45,094千円の純利益を目指す。

郡上市国保白鳥病院

地域の医療機関との連携や病床コントロールを徹底し、病床利用率の向上を図る。地域の医療機関との病診連携の強化を図り、かかりつけ医からの紹介や救急患者の受け入れに積極的に対応する。訪問看護ステーションを立上げ、体制の充実と在宅支援の強化を図る。地域の医療ニーズに応えサービスの向上を図るため、外科の午後診療に取り組む。医事系のレベルアップを図り、診療報酬の請求漏れを防止し、適正な請求に努める。人工透析に係る食事料金の見直しを図る。健診や人間ドック等のPRに努め、利用の拡大を図る。

(2) 経費削減

- ① 人件費に関する事項

医療法の改正による看護配置基準の変更による看護師の人員変更等特殊事情及び、医師の増員以外においては、現在の人員数の維持に努める。

- ② その他（施設の省力化、資本投下の抑制等）

平成20年度以降の医療機器等の購入については、収支計画では郡上市民病院では30,000千円、白鳥病院では15,000千円としているが、これに囚われず、可能な限り新規購入を抑え、資本投下を抑制する。

(3) その他

- ① サービス向上に関する事項

常勤医師確保につとめ、入院外来共に安定した医療の供給を目指す。
接遇研修の毎年実施
患者満足度調査の継続

- ② 民間的経営手法等の導入に関する事項
（アウトソーシング、業務の見直し（民間譲渡等））

各種外部委託の包括的入札の検討（一部設備保守、基準寝具委託の契約の一本化）

- ③ 他会計からの支援に関する事項

介護サービス事業特別会計からの繰入（白鳥）

- ④ その他

なし